

指定障害児相談支援事業所はたる運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青森市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する指定障害児相談支援事業所はたる（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害児相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児又は障がい児の保護者（以下「障がい児等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に障がい児等の立場に立った適切な指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 事業者は、事業の実施に当たっては、障がい児等の意思及び人格を尊重し、常に当該障がい児等の立場に立って行うものとする。
- 2 事業者は、事業の実施に当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
 - 3 事業者は、事業の実施に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障がい児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
 - 4 事業者は、事業の実施に当たっては、障がい児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 5 事業者は、事業の実施に当たっては、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
 - 6 事業者は、事業の実施に当たっては、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 7 事業者は、前6項のほか、児童福祉法（以下「法」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準その他関係法令等を遵守し、指定障害児相談支援を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定相談支援事業所はたる
- (2) 所在地 青森市浪岡大字浪岡字稲村 274 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名【常勤職員】（相談支援専門員兼務）

管理者は、職員の管理、指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務状況の把握やその他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) 相談支援専門員 3名【常勤職員3名】（特定及び一般相談支援事業所はたる兼務）

相談支援専門員は生活全般に関する相談、障害児支援利用計画の作成に関する業務を行うも

のとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 前各号に規定する営業日及び営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(指定障害児相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定障害児計画相談を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 障がい児(18歳未満の身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)のある児童)
※法第21条の5の13の規定により、満20歳に達するまで障害児通所支援事業を利用できるものを含む。

(指定障害児相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業者が提供する指定障害児相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害児通所支援事業者等の情報提供
- (3) 指定障害児相談支援に関する内容
ア 障害児支援利用計画の作成及び評価
イ 訪問による継続的なモニタリング
- (4) 前各号に掲げる相談支援等に附随する便宜
(1)から(3)に附随するその他必要な相談支援、助言等

(利用者等から受領する費用の額等)

第8条 事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児の保護者から、内閣総理大臣が定める費用の額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、前項の費用の支払を受けた場合は、当該費用を支払った領収証を障害児の保護者に対し交付するものとする。
- 3 事業者は、前2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、障害児の保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、障害児の保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、青森市(浪岡地域に限る)とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第10条 事業所の職員は、指定障害児相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村長及び当該障がい児の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

- 第11条** 事業者は、提供した指定障害児相談支援に関する障がい児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業者は、提供した指定障害児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により、知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出・提示命令及び当該職員からの質問若しくは事業所の設備あるいは帳簿書類その他の物件検査に応ずるものとし、障がい児又はその家族からの苦情に関して知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、当該指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条** 事業者は、その業務上知り得た障がい児又はその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 事業所の職員は、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らさないものとする。職員でなくなった後においても同様とする。
- 3 事業者は、他の障害児通所支援事業者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障がい児の保護者の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条** 事業者は、障がい児に対する虐待を早期に発見し、迅速且つ適切な対応を図るため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止に関する担当者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修等の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び担当職員への周知

(衛生管理等)

- 第14条** 事業者は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び職員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針整備
- (3) 職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な開催

(業務継続計画の策定等)

- 第15条** 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第16条 事業者は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を提供の日から5年間保存する。

2 事業者は、障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整理し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存する。

(1)福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

(2)個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

(ア) 障害児支援利用計画案及び障害児利用支援計画

(イ) アセスメントの記録

(ウ) サービス担当者会議等の記録

(エ) モニタリングの結果の記録

(3)市町村長への通知に係る記録

(4)苦情の内容等の記録

(5)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職員の研修)

第17条 事業者は、職員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても検証及び整備するものとする。

(1)採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2)継続研修 年1回以上

(職場におけるハラスメントの予防)

第18条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する事項)

第19条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。